農務関係部課長会議 議事録

1 日　時 令和 8 年 8 月 18 日（火）午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分
2 会　場 愛知県自治センター大会議室
3 当番市 大府市
4 出席者 県・・・農業振興課 担当課長はじめ 4 名
　　市・・・関係市町職員３６名
　　市長会事務局・・・2 名
5 内　容
① 開会 市長会事務局

② あいさつ（農業振興課　馬場　担当課長）
　日頃から本県農政の推進に御理解と御協力を賜り感謝。
　愛知県は、中部地区で最大、全国第 8 位の農業産出額を誇る農業県であり、温暖な気候や豊かな農業用水、消費地に近い立地を生かして、多種多様な農産物が生産されている。
　県農業の持続的な発展には、人と農地の確保が必要。このため県では、昨年 12 月に「食と緑の基本計画 2030」を策定し、人材の確保・育成や、生産力の高い農業の実現に向けた取組を進めている。
　本日の会議では、農地制度、就農者支援、水路管理が議題とされている。皆様の貴重な御意見を伺えればありがたい。
　今後とも本県農業のさらなる振興に御尽力を賜るようお願いする。

③ 欠席報告（事務局）
　小牧市・尾張旭市・あま市が本日欠席となっている。

④ 議長選出（事務局：大府市）
　建制番号順により今年度の会議進行の議長当番市として、大府市に決定している。
（大府市 産業振興部　農業振興課長 ）※以下、議長

⑤ 議題（議長）
　議題１　農地中間管理機構との委託契約における委託料見直し（豊橋市）
（豊橋市）

当市では、多くの自治体と同様に、農地中間管理機構である公益財団法人愛知県農業振興基金と委託契約を締結し、農地中間管理事業に関する業務を受託している。

しかし、本年度から積算方法が見直されたことで、委託料が大幅に減額される予定となっている。当市では、この委託料を会計年度任用職員の人件費に充てているため、不足分を一般財源で賄わなければならない状況にある。

一方で、農地の賃貸借や売買の件数は増加傾向にあり、業務負担が増している中で、対応に苦慮しているところである。

令和 7 年度の予算状況を例に挙げると、当初予算額 349 万円に対し、決算額は約 308 万円であり、約 40 万円の乖離が生じた。また、令和 8 年度予算についても、機構からの積算提示が予算要求後であったため、従来の手法で計上せざるを得なかった。

令和 8 年度及び令和 9 年度の予算要求に係る方針や、予算・決算に乖離が生じた際の人員調整などの具体的な対応事例、さらに受託業務全体に対する各市の意見を伺いたい。

（議長）

各市の回答によれば、乖離が大きい市として、西尾市、安城市、岡崎市などが見られた。

令和 8 年度予算額の算出方法は、従前の算出方法が 22 市、機構が示す金額が 8 市、その他が 8 市であった。令和 9 年度予算要求額については、従前の算出方法が 10 市、機構が示す金額が 20 市、その他が 8 市であった。

全体として、業務量の増加や制度変更に対して委託料の積算が十分でないとの意見が複数の市に共通しており、多くの市が制度改善を求めている状況である。

補足意見があればご発言いただきたい。

―意見なし―

豊橋市で特に伺ってみたい市はあるか。

（豊橋市）

無償契約を締結している事例があることについては、驚きである。

また、名古屋市の 5 番目の意見は、まさに当方の思いを代弁する内容であると感じている。名古屋市から追加の意見があれば伺いたい。

（名古屋市）

今回、大幅な見直しが行われたことを受け、今後を見据える中で、市町村側からの意見を聞くべきではないかとの強い意見が担当職員から出された。そのため、5 月の段階で、文書により愛知県へ意見を提出したところである。

意見提出の趣旨としては、第一に、可能な限り早期に情報提供を受け、行政運営上、適正に執行したいという点、第二に、事務負担が大きくなることで様々な影響が生じることが懸念される点の 2 点である。これらを踏まえ、このたび意見を提出したものである。

（議長）

県の方からこの議題について、ご発言をお願いする。

（愛知県　農業振興課　課長補佐）

日頃は、農地中間管理事業の推進に御協力を賜り、感謝申し上げる。

「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 19 条では、農地中間管理機構は、市町村等に対して促進計画案の作成等を求めることができるとされている。

必要な経費については機構から委託料を支払ってきたが、委託先ごとの支払金額と取扱件数とが比例していなかったことから、国に強く見直しを求められ、1 年間の激変緩和期間を設けた上で、県内統一の単価を設定し、積算する方針に変更することとした。

この結果、委託料が増額又は減額となる市町村があるが、農地の貸借が農地中間管理事業に一本化されたことに伴い、いずれにしても、さらなる予算確保が必要であり、先月、県から農林水産省に対して要請を行ったところである。

県及び機構では、引き続き、予算確保と事務の効率化に取り組んでいくので御理解、御協力をお願いする。

なお、積算方針変更の本格実施は令和 9 年度からであるため、改善を要する具体的な点があれば、引き続き意見を寄せてほしい。

議題 2：就農者支援について（半田市）

（半田市）

当市では現在、就農者に対する機械導入や施設整備に係る市単独補助は実施していない。しかし、地域農業の持続可能性を高め、新規就農者の定着及び育成を促進するとともに、農業者が安定的に経営を継続できる環境を維持するため、市独自の補助制度の創設を前向きに検討している。

国の「農業人材力強化総合支援事業」を活用しており、特に「経営開始資金」については、新規就農者に必要な支援として毎年度当初予算に計上している。

令和 4 年度からは「半田市 6 次産業化農業者支援プロジェクト」を実施し、民間人材をプロジェクトリーダーに起用の上、認定農業者や新規就農者を中心としたコミュニティ活動「にこもぐ」を形成し、「農家マルシェ」の開催などを通じて、農家同士のつながりの強化や情報発信力の向上に取り組んでいる。

こうした取組に加え、資金面での補助があれば、就農者をさらに後押しできると考えていることから、他市における独自補助金の内容、新規就農者の利用割合及びその効果について伺いたいと考え、議題を提案したものである。

（議長）

各市の回答を見ると、自治体独自の就農支援については、新規就農者に特化した支援も見られる一方で、既存の担い手を含めた幅広い支援を実施している自治体が全体として多い状況である。

また、補助金の効果については、初期投資の軽減、省力化、経営の安定化及び地域農業の維持に集約される。

利用者の状況や補助金の効果については、回答に記載のとおりである。

補足意見があればご発言いただきたい。

―意見なし―

半田市で特に伺ってみたい市はあるか。

（半田市）

豊橋市及び西尾市の回答に、農業者を巡る就農バスツアーの記載があった。

この取組を始めた経緯や、その効果について教えていただきたい。

（豊橋市）

首都圏など市外の農業に関心のある者を対象とした取組を実施している。本年度から、新規就農者の確保・育成を目的として、JA が立ち上げた「新規就農支援協議会」に県とともに参画している。就農見学ツアーについては、本市の農業に興味を持つ者に実際に来てもらい、話を聞く機会を設けているものであり、現時点では新規就農に直結した実績は多くないが、今後の成果を期待している。

（西尾市）

新規就農見学ツアーは令和 7 年度から実施しており、今後新規就農を希望する者や農業に興味を持つ者を対象としている。市内の生産施設等の見学や現役農業者による説明を通じて、農業を身近に感じてもらい、新規就農のきっかけとすることを目的としている。実績が現れるのは令和 8 年度以降と見込んでおり、今後も継続して実施する予定である。

（議長）

県の方からこの議題について、ご発言をお願いする。

（愛知県　農業経営課　課長補佐）

県では、農業経営士、農村生活アドバイザー、青年農業士といった農業リーダーの育成支援のほか、新規就農者に対する支援を行っている。

また、今年 2 月には、農業になじみのない方にも、農業を職業選択の一つとして関心を持ってもらうことを目的として、愛知県の就農支援サイト『あいちから』を開設した。

補助事業については、以下のとおり実施している。

まず、県独自事業である「愛知型産地パワーアップ事業」では、国の補助制度を補完するハード事業として、高性能農業機械の導入、栽培施設の整備、既存施設の能力向上に伴う改修に対し、3 分の 1 以内の補助を行っている。

次に、国庫補助事業を活用している「農業人材力強化総合支援事業」については、経営発展支援事業（通常枠）において、就農直後に必要な機械・施設の導入を支援しており、2025 年度は 73 名に対し 3 億 2,800 万円を交付した。また、世代交代初期投資促進事業（世代交代円滑タイプ）については、62 名に対し 3 億 5,100 万円を交付した。補助率は、新規導入の場合、国 2 分の 1、県 4 分の 1 であり、継承した機械の修繕等については、国 3 分の 1、県 6 分の 1 である。

さらに、「新規就農者チャレンジ事業」が 2026 年度から新たに創設された。これは、親元就農を含む 65 歳未満の認定新規就農者を対象とする事業である。

来年度予算に向けた要望調査についても、各農林水産事務所を通じて実施していることから、研修中の者を含め、計画的な事業活用について、市町村と連携しながら取り組んでいきたい。

議題 3：農地法第 3 条許可について（半田市）

（半田市）

当市では、耕作放棄地の解消に向けて、新規就農者や農地を借りたい方への紹介を行っている。最近では、家庭菜園を趣味とする方や、個人で建設業を営む方など、非農家の方からの相談が非常に増えている。

農地を耕作する方が増え、放棄地の解消につながること自体は望ましいと考えている。一方で、農地法第 3 条に基づく手続において、書類に不備がなく、農業委員会の審議を経て許可に至った後も、実際には耕作されず、放棄地のままとなっている事例が見受けられる。

令和 5 年度の農地法改正により下限面積要件が撤廃されたことで、こうした懸念はさらに強まっている。安易な許可が転用や転売につながらないよう、慎重な対応が必要であると考えている。

そこで、窓口相談の際に留意している点や、許可後のアフターフォローの実績について、各市の状況を伺いたい。

（議長）

各市の回答を見ると、相談・受付時に共通して重視されているのは、書類審査そのものよりも、実際に耕作が可能かどうかという点である。

特に、新規就農者や専業農家以外からの相談が増える中で、各市においては、農業経験、機械の保有状況、労働力、通作距離、取得又は利用しようとする面積の妥当性、後継者の有無、転用目的の有無などについて、多面的に確認している状況がうかがえる。

また、制度としてアフターフォローを実施していない市が多い一方で、その分、入口段階での審査を厳格に行っている印象である。他方、制度化した上でアフターフォローを実施している市も見られる。

補足意見があれば、発言をお願いしたい。

ー意見なしー

半田市で特に伺ってみたい市はあるか。

（半田市）

農業委員会事務局の窓口だけの判断は難しい。

農業委員や推進委員との面談で判断という回答多く、参考にしたい。

小牧市に質問したかったが欠席のため個別に電話する。

（みよし市）

当市の回答について補足する。新規就農者などの場合は、農地法第 3 条の申請を行う前に、農業委員会会長や地区の推進委員との事前面談を実施している。

その面談の結果、将来にわたって継続的に耕作できるかどうかの判断が難しい場合には、いきなり第 3 条による許可、すなわち所有権移転等を求めるのではなく、まずは利用権設定により、いわば「お試し」で耕作を始めてもらうよう促している。

（議長）

県の方からこの議題について、ご発言をお願いする。

（愛知県　農業振興課　担当課長）

令和 6 年における愛知県内の遊休農地面積は 3,026 ヘクタールとなっており、その解消には担い手の確保が重要である。

農地法第 3 条許可は農業委員会が行う事務であるが、不許可処分に対して申請者から審査請求がなされた場合には、県が第三者の立場で審査を行うこととなるため、その際の注意点をコメントさせていただく。

処分が適法かどうか審査する際には、行政手続法で義務づけられた手続が適切に行われているかどうかも問題となり、行政手続法では、行政庁は申請により求められた許認可等をするかどうかを法令の定めに従って判断するために必要な基

準、いわゆる審査基準を設定し、公にしておかなければならないこととされている。

審査基準の設定、公開は法律上の義務であるため、未設定の市があれば、速やかに設定していただくようお願いする。

なお、審査基準は農林水産省の処理基準を引用する形で作成することも可能。

議題４　担い手不足を補う水路・用水管理の作業モデルの構築

（北名古屋市）

当市では、農家の高齢化が進むとともに、水稲生産において約７割の農家が農協等へ作業を委託している状況にある。そのため、地域における用水管理の知識や経験の継承が難しくなってきている。どこの水をどのように受けるのか、水をせき止める板をどの位置に設けるのかといった実務的なノウハウを、今後の担い手に引き継いでいく仕組みが必要であると考えている。

当市のような大都市近郊では、農家の子弟の多くが就農せず、一般企業に勤めるケースがほとんどである。そのため、土地持ち非農家が週末のみ用水や草刈り等の作業を行う者が非常に多い状況である。土日だけ地域に戻り、委託している水路の管理のみを行う場合には、地域の水門に関する知識がないことから、「この水門はどうなっているのか」といった問い合わせや、水の配分に関する苦情が市役所に多く寄せられている。

本来であれば、こうした事項は実行組合へ相談されるべきものであるが、最近では実行組合も輪番制となっており、地域にノウハウが蓄積されにくくなっている。その結果、市が苦情の受け皿となっているのが実情である。当市では、実行組合長に１万円の謝礼を支給し、あわせて組合員１人当たり 700 円の予算を年１回配布しているが、十分とは言い難い状況である。

また、当市では市職員が土地改良区の業務を兼務しているため、特にかんがい期土日の用水管理において職員の負担が大きくなっている。このような課題に取り組んでいくために下記の３つの項目について質問をさせて頂いた。

（議長）

各市の回答を見ると、全体の傾向としては、苦情対応は「市が直接やる」より「管理主体へつなぐ」ことを基本としているが、実際には市職員が“最後の受け皿”になりやすい状況が見受けられる。補助に関する状況としては、市独自の補助・報奨金制度を持っている市町も複数あるが、多面的機能支払交付金を活用してもらっている市町も多数ある。

補足意見があれば、発言をお願いしたい。

ー意見なしー

北名古屋市で特に伺ってみたい市はあるか。

（北名古屋市）
　蒲郡市、江南市、日進市の回答を拝見すると、水利関係の苦情については、自治体や兼務している実行組合で対応していると理解した。
　当市においても、土地改良区の業務を兼務している関係で、苦情対応は市として行っている。特に、土日は課内で用水当番を定めてトラブル、苦情の対応をしているところである。
　一方で、近年は職員の負担が非常に大きくなっており、若手職員から「これは本来の業務なのか」といった声が上がるなど、対応に苦慮している。
　こうしたケースにおいて、土日等の対応に係る職員の負担軽減策として参考となる取組があれば、ぜひ教えていただきたい。
（蒲郡市）
　北名古屋市さんから追加でいただいた質問の内容は、まさに当市が苦慮していることと同じであると感じている。
　当市の土地改良区についても、市職員が兼務しているが、かつては 30 年から 40 年ほど務めた専任職員が 1 名おり、その者が土日も対応していた。しかし、令和に入り、その専任職員が退職した後は、市職員の兼務のみで対応せざるを得なくなった。
　以前の専任職員は、個人の携帯電話で全ての農家からの相談を直接受け、現場へ急行するという体制であったが、現在は市の休日窓口を通した対応とする仕組みに変えている。
　また、市役所内の他部署、例えば水道部門などには「待機当番」や「待機手当」の制度があるが、当市の農務部門にはない。これが正当な職務、本来の業務であるかどうかも含め、現在、人事課と待機手当の導入などについて協議を検討しているところである。
（江南市）
　当市も同様に、土日の呼び出し対応には非常に苦慮している。江南市の場合も、市職員でありながら土地改良区の職員として業務を行っているため、事務局宛てに電話が入る。そのため、担当グループ内で順番を決めて、土日の対応に当たっている。
　基幹的な水路の通水などについては職員が対応し、ゲート操作などは土地改良区の組合員に委嘱している。しかし、個々の田んぼへの通水に関しては、耕作者で解決できず、事務局に連絡が来ることがある。

その際には、職員が現場へ出向き、止水弁が閉まっているなどの原因を確認した上で、その都度、耕作者に対応方法を伝えるという状況が続いている。

（日進市）

日進市においても、休日対応の負担軽減につながる取組は、現時点では十分にできておらず、大変苦慮している状況である。

電話対応については、一応、担当者の間で順番を決めて対応している。しかし、実際に配水調整などが必要となった場合には、操作できる者が基本的に担当者と主担当者の 2 人程度に限られているため、現場に出向く必要が生じた際には、どうしてもその者に頼らざるを得ない状況である。

正直なところ、こうした業務に関するノウハウが引き継がれにくく、その点でも苦労している。

（議長）

県の方からこの議題について、ご発言をお願いする。

（愛知県農地計画課）

今お話を伺い、水を配ることや水路を維持すること、そして農地を維持していくことが、現場サイドにおいていかに大変であるかを改めて感じた。現在、米の価格高騰や水不足、大雨など、さまざまな事象が起こる中で、食料安全保障は国を挙げて取り組むべき課題となっている。

そのためには、農地を維持し、そこに水を届けるための用水路や農地から出る排水路などをしっかり維持管理し、未来につなげていかなければならない。

国や県が現在進めている取組としては、主に 2 点ある。

1 点目は、地域計画の策定と話合いである。農地の 10 年後、15 年後を見据え、誰がその土地を管理し、耕作していくのかを明確にする「地域計画」の策定を、各市町村で行っている。単に現状を記載するのではなく、地域で真剣に話し合い、将来の姿を見据えて、計画をブラッシュアップしていくことが必要である。

2 点目は、「水土里（みどり）ビジョン」による農業水利施設の管理計画である。これは、土地改良区が主体となり、市町村、農事組合、多面的機能支払交付金の活動組織などが参画して、20 年後、30 年後を見据えた農業水利施設の管理や連携体制を計画するものである。この計画の策定に当たっては、補助金の活用も可能である。

北名古屋市においては、木津用水、十五ヶ用水といった土地改良区が関係している。こうした団体と、どのように連携を図り、施設を維持管理・運用していくのかを話し合っていくことで、次のステップが見えてくるのではないかと考えている。

農業が非常に厳しい局面を迎える中、行政と地域が本気になって向き合う必要がある。県としても、皆様の取組に対して、引き続き支援していく考えである。

議題５：優良農地における農振除外について（みよし市）

（みよし市）

農業振興地域内の農用地は、いずれも守るべき農地であると考えているが、その中でも、特に市として絶対に守っていきたい優良農地を有している自治体もあるのではないかと考えている。

農振除外については、いわゆる「除外の６要件」を満たすことが必要であるが、法律上、６要件が整ったからといって、必ず除外しなければならないものではないと認識している。

そこで、各自治体において、市として絶対に守るべき農地として、たとえ６要件が整った場合であっても除外しないこととしている区域があるのか、また、ある場合にはどのように定めているのかを伺いたいと考え、質問したものである。

（議長）

各市の回答を見ると、全体としては、「除外しない区域」を明文化していない市が多数を占めている状況である。一方で、実質的に「守るべき農地」を内規や基準等により定めている自治体も５市程度見受けられた。

また、除外しない区域を明確に定めていない場合であっても、個別判断において厳格に運用している市もあるようである。

内規の制定以外の主な対応としては、地域計画との連動、事前相談の徹底、除外の６要件の厳格な運用、保全すべき農地の可視化などが挙げられると考えている。

補足意見があれば、発言をお願いしたい。

ー意見なしー

みよし市で特に伺ってみたい市はあるか。

（みよし市）

豊明市及び日進市の回答を拝見したところ、豊明市は「農地区域内における市の方針」を定めて承認を得ているとのことであり、日進市は「保全すべき農地についての方針」を有しているとのことであった。具体的に、どのような農地を保全すべき農地として定めているのか、教示願いたい。

（豊明市）

当市においては、「総合計画」及び「地域計画」において、特に農地として保全していくべき場所について、除外を行わないという方針を定めた経緯がある。

この方針については、明確な理由付けを行った上で、市長以下、幹部職員で構成される会議体に諮り、承認を得ている。窓口には様々な相談が寄せられるが、この方針を根拠として、除外を認めない旨の対応を行っている。

（日進市）

当市では、現在、1 か所を保全すべき区域として定めている。具体的には、市内のハウジングセンター近辺の区域である。

本来であれば、市街地周辺の住宅地として取り扱われるような立地であるが、当該区域については市街地周辺としてではなく、農地として保全していく地域として個別に定めている。

（議長）

県の方からこの議題について、ご発言をお願いする。

（愛知県　農業振興課　担当課長）

農用地利用計画は市町村が定める行政計画であり、その変更は、農地法 3 条許可や 5 条許可といった許認可とは異なる。

したがって、説明にもあったとおり、除外の 6 要件を満たす場合であっても、除外をすることができるだけであって、必ず除外をしなければならないものではない。

ただし、行政計画についても運用に当たって、公平・平等な取扱いが必要であることに変わりはないため、担当者によって判断が変わるなど、恣意的な運用となることのないよう、農地の確保や農業の発展を図る観点から統一的に運用してほしい。

議題 6　その他

（豊田市）

せっかくの機会であるため、1 点、提案と相談をさせていただきたい。冒頭、議長からも話があったとおり、この会議が要望の場ではないことは承知しているため、あくまで提案として申し上げるものである。

現在、社会全体で DX やデジタル化が進んでおり、愛知県や各市町においても各部署で取組が進められていると認識している。豊田市でも同様であるが、農務・農業関係の業務については、許認可や申出を伴う性質上、電子化やペーパーレス化が難しい面があると感じている。

そのような中、本日の会議では、紙ではなくメール等によるデータ配布が行われ、必要に応じて各自が持参する形がとられており、非常に望ましい取組であると感じた。そこで、できるところから進めるという観点から、県と市の間のやり取りについても電子化を進めることができないかと考えている。

例えば、農振除外に関する業務では、県と市の間で多くの会議があるが、現状では大量の紙資料や図面が使われている。一方で、実際には双方の職員がパソコンを持参し、事前送付されたデータをもとにやり取りしているのが実態である。こうした日常業務から、事務改善や DX を進めていきたいと考えている。

これは当市だけの課題ではなく、県下全域で取り組むことができるテーマではないかと考える。本日この場で結論を求めるものではないが、この会議の中で、研究テーマのような形で継続的に取り組むことができないか、今後御検討いただければ幸いである。

⑥ 次年度当番市（事務局）

次年度の当番市については建制番号順により、知多市にお願いする。

⑦ 閉 会 （事務局）